



# “いざ”というときに備え、

## 避難行動要支援者台帳への登録をお願いします

☎長寿はつらつ課 ☎463-1921、障害福祉課 ☎463-1598、危機管理室 ☎463-1788

近年、日本各地で多発する集中豪雨による洪水、土砂災害、地震などの自然災害により多くの方が犠牲になっており、なかでも高齢や障害などによりご自身で避難することが困難な方々が多く見受けられます。

昨年度、市では「避難行動要支援者名簿」を作成し、要支援者名簿に掲載された方のうち、市へ届け出をされた方を「避難行動要支援者台帳」へ登録しました。

今年度も災害時に備え、避難行動要支援者の皆さんに適切な支援が行われるよう「避難行動要支援者台帳」への登録にご理解とご協力をよろしくお願いします。

- **避難行動要支援者**（以下、「要支援者」といいます）とは  
災害時に自ら避難をすることが困難な方や正しい判断をすることが難しい方



～市では、下記の①～⑧のいずれかに該当する方を要支援者としています～	
①75歳以上の方のみで構成された世帯	⑤精神障害者保健福祉手帳（1級、2級）を所持する方
②要介護1以上の認定を受けている方	⑥難病に係る医療受給者証の交付を受けている方
③身体障害者手帳（1級から3級まで、または4級第1種）を所持する方	⑦障害支援区分の認定を受けている方
④療育手帳（A、A）を所持する方	⑧その他、本人等の申し出により支援が必要と認められる方

- **避難行動要支援者名簿**とは（災害発生時のみ活用します）  
市が指定したすべての要支援者（上記①～⑧）が掲載されたもの
- **避難行動要支援者台帳**とは（地域防災訓練など日頃から、地域での支援体制づくりのために活用します）  
要支援者のうち、台帳への登録を希望し届け出された方のみを掲載したもの


### 避難行動要支援者台帳への登録方法

昨年度、避難行動要支援者台帳への登録をされていない方や新たに障害認定、要介護認定などを受けられた方のうち、避難行動要支援者台帳への登録を希望される方については、随時登録の申し込みを受け付けていますので、上記①、②、⑧に該当する方は長寿はつらつ課、③～⑦に該当する方は障害福祉課までお問い合わせください。

なお、上記①、②に該当する方の中で、新たに名簿登録の対象となる方には、「朝霞市避難行動要支援者台帳登録届出書」を郵送でお送りします。必要事項をご記入のうえ、平成30年1月31日(木)までに同封の返信用封筒で返信してください。

今回の発送対象者は、平成29年11月1日現在のデータを使用しています。

- #### 避難行動要支援者台帳の提供先
- 朝霞消防署
  - 朝霞警察署
  - 朝霞市社会福祉協議会
  - 民生委員児童委員
  - 自主防災組織（自治会・町内会）
  - 消防団

- #### 避難行動要支援者台帳に記載する情報
- 住所 ・氏名 ・生年月日 ・電話番号
  - 身体状況 ・緊急連絡先 ・支援者氏名など
- 

**※注意**

- 台帳への登録は強制ではありません。
- 登録内容の変更や、登録の必要がなくなった場合は市へ届け出てください。

災害は、いつ、どのような形で起きるか予測は困難であり、すべての場合に万全の体制が取れるというものではありません。

災害時には各支援機関においても、どのような事態が発生するかわからず、早急に安否確認などはできない場合があります。登録にあたっては、そのことを十分にご理解のうえ届け出をお願いします。

災害などに備え、日頃から隣近所の方々と顔見知りになり、声かけができる関係づくりが必要です。